

○委託事務に関する負担金条例

昭和50年7月1日

組合条例第17号

改正 平成30年1月30日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、茨城県市町村総合事務組規約(昭和50年6月21日地指令第614号。以下「規約」という。)第4条に規定する事務の一部の管理及び執行に関し委託を受けた一部事務組合の負担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額)

第2条 規約第4条第1号に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給事務に要する負担金は、市町村負担金条例(昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第16号。以下「条例」という。)第2条各項の規定の例による。

2 規約第4条第4号に規定する消防職員及び消防団員の賞じゅつ金の支給事務に要する負担金の額は、条例第5条の規定の例によるものとし、この場合において、同条第1号の規定は、適用しないものとする。

3 規約第4条第5号に規定する非常勤職員の公務上又は通勤による災害に対する補償事務に要する負担金の額は、条例第6条の規定の例による。

(納付期限)

第3条 前条第1項に定める負担金の納付期限は、条例第7条第1項、第3項、第4項及び第5項の規定の例による。

2 前条第2項及び第3項に定める負担金の納付期限は、条例第7条第2項の規定の例による。

(新たに事務委託を申し出た組合の負担金)

第4条 新たに事務の委託の申出をした一部事務組合の負担金の額は、第2条各項の例によるものとし、納付期限は、第2条第1項の負担金については、前条第1項の例により、第2条第2項及び第3項の負担金については、組合長の定めるところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第3項に定める負担金については、昭和51年4月1日から適用する。ただし、従前の茨城県市町村非常勤職員公務災害補償組合の構成団体以外で、この組合の設立に伴い、新たに事務の委託を申し出た一部事務組合にあっては、第2条第3項に規定する負担金を昭和50年度

において納入するものとし、その納付期日は、組合長が定めるものとする。

- 3 第2条第2項に定める負担金については、第3条第2項の規定にかかわらず、昭和50年度において、10月末日までに納付するものとする。
- 4 茨城県市町村総合事務組合同規約（昭和50年地指令第614号）第15条の規定により常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務（以下「委託事務」という。）を受託している一部事務組合が解散し、当該一部事務組合（以下「解散団体」という。）が当該委託事務を廃止する場合において、解散団体の職員（当該解散に伴う退職による退職手当を支給されない職員に限る。）であった者が解散の日の翌日に引き続いて地方独立行政法人の職員となったときは、解散団体の当該委託事務の委託を受けた日の属する月から当該委託事務を共同処理しないこととなった日の属する月までの一般負担金及び特別負担金の総額が同日までに解散団体を退職した職員に支給した退職手当の総額を超える場合は、その超えた額を限度とし、解散団体が解散した日に職員が自己の都合により退職したものとみなして、市町村職員退職手当条例（昭和50年組合同令第22号）第4条及び第6条の2の規定により算定した退職手当の額に相当する額を解散団体に還付するものとする。

附 則（平成30年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。